

記者会見 2024.02.05 (火)

田中優子

最初に1つの例を挙げます。昨年6月、NHKのディレクターだった大森淳郎さんという方が『ラジオと戦争』という本を刊行なさいます。大変評判になりました。戦時体制に合わせ、内容だけではなくアナウンサーたちの声まで変わっていったということ、様々な資料でお示しになりました。この本の最後に、「権力がメディアを支配しようとするほどどこまでやるのか。そしてメディアはどこまで腐り果てていくのか。戦時ラジオ放送を私たちに教えている」とお書きになった。

今の時代で言えば、これは「テレビと戦争」ということになります。テレビの影響力は、インターネットの時代だとは言っても、まだまだ大きなものです。映像を伴った臨場感や価値観や判断においても、大きな力を及ぼします。だからこそ、テレビ番組には正確かつ公正であってほしいのです。しかしながら、第2次安倍政権発足後、テレビメディアに対する政権による様々な放送番組への介入や懐柔が行われたことは、公開された行政文書でも明らかになりました。

昨年の初め、「平和を求め軍拡を許さない女たちの会」という会を立ち上げました。そこで活動する中で、メディアは政治に対して、批判的精神を貫くことこそ重要である、と思うようになりました。しかし、2014年、15年以降、特にテレビはあるべき姿を失っていることに気が付きました。そこで市民視聴者が発言し、テレビを励まし、変えていく必要を感じました。そういう理由で、今回、共同代表となりました。

私がテレビに望むことは、「偏りのない正確なデータ」と「根拠のある多様な意見の提示」です。それらによって、社会の中で活発な議論ができてくると思います。政権はこの数年、問いに答えず、反対意見を切って捨てる姿勢が非常に目立っています。これでは相互批判や議論ができません。テレビという場が何事も俎上に乗せて議論の場になれば、あの人々は自分の意見を持つことができます。国民が個々の意見を持つことが民主主義の基本です。テレビにはぜひその役割を担ってほしいと考えています。

前川喜平

メディアは民主主義に不可欠なものだ、そのメディアが正しく機能しないと民主主義が死に絶えてしまう、そういう思いで今回この市民ネットワークの共同代表に就かせていただきました。

民主主義には、非効率性とか不安定性とか、色々欠陥もあるでしょうが、人間の尊厳を確保するための政治体制としては、人類が獲得した最善の制度だと思います。

人々が話し合いで規範を定めて、課題を解決する、そういう直接の民主主義っていうのは最も望ましい姿です。例えば中学校の生徒総会などがそうです。

しかし、一定以上の規模の社会においては、直接民主主義の次善の形態として、間接民主主義、つまり代議制民主主義を取るしかないわけですね。

その間接民主主義においては、主権者である人民と政治権力を預かる権力者との間に、必然的に隔たりが生じるわけですね。大きな規模の民主主義になればなるほど、その隔たりが大きくなるわけであって、コミュニティよりも都道府県、都道府県よりも国、国の政治においては、その隔たりが最も大きくなるわけです。

その隔たりがあるために、権力者が行っている政治が、主権者からは直接見えなくなってしまう。

政治が見えなくなってしまうと、主権者が権力者を制御できなくなるわけで、そうすると何が起こるかという、権力者は見えないところで権力を私物化するわけですね。今回の裏金問題などもその1つの表れだと思います。

間接民主主義がこのような落とし穴に陥らないためには、主権者が預けた権力を政治家がどのように使っているか、それが常に主権者に見えていなければならないわけです。

そこにメディアの役割、特に最も影響力のあるテレビというメディアの果たすべき重要な役割があると考えます。つまり、主権者と権力者の間であって、権力者の行動を監視し、主権者に伝えるという役割です。

私自身、国家権力の内側にいて仕事をした経験があるわけですが、その経験から見て、今の政治家の行っている政治には非常に問題があると思っております。権力者が全体の奉仕者ではなくて一部の奉仕者になっているのではないかと。これは憲法15条で定められていることです。あるいは、憲法13条で宣言されている人間の尊厳というものを蔑ろにしているのではないかと。さらに、憲法9条や前文の中にははっきりと示されている平和主義に対してですね、主権者が知らない間に戦争の準備をしているのではないかと。口では、自由、平等、平和、法の支配など、人類の普遍的な価値というものを口にはする。しかし、本当に普遍的な価値を尊重して仕事しているのか、それが疑わしいわけですね。そういった普遍的な価値に照らして、権力のありようを鋭く見つめて、その実態を暴きて、それを人々に伝える。これが私がテレビに期待する役割なんです。そのテレビが逆に権力者に取り込まれてしまっているのではないかと。そこに私は強い懸念を抱いているわけです。

梓澤和幸

最初に、資料の5ページにあるグラフを見てください。モスグリーンラインが民放への信頼度を表していますが、60パーセントを超えています。

この信頼を裏切る出来事が、今、政府の、総務省の出しているホームページの中に、あからさまに出ています。

それは、政治的公平に関する放送法の解釈について、(安倍首相一当時)磯崎補佐官と総務省の高官がやり取りしたもの。ダウンロードすると枚数は約一センチの厚さです。放送法に定めている政治的公平を全体の番組を見てではなくて、個別の番組の中に、行政や政府が干渉し得る言葉が含まれている。放送法の解釈を変えた方がいいのではないかと。というような文言と、それに対する、放送を担当する、行政当局の高官が、ある種、丁寧な言葉で粘り強く自律性を守るために頑張っている。その後、高市元総務大臣の答弁があった。政治的公平を巡って、テレビ電波の停波もありうる、それを否定できないという答弁まで飛び出しているわけです。

そういう政権と主務大臣の国会の答弁などを通じて、さらにはまた、当時の安倍総理大臣のテレビトップとの頻繁な会食、当時の菅官房長官、テレビ局幹部との非公式な放送法をめぐる懇談、会話。それを通じて、次第に、テレビ各局が、政治的な問題、特に戦争の問題について、萎縮していった。このことを私たちは今、この政府のホームページに出ているやりとりを見て、2014年、15年当時のテレビ局の幹部と、放送幹部のトップ幹部と放送局幹部の萎縮の背景を知る。それが現在の大事な問題についての不気味な、特に強調したいと思うんですけど、「不気味な沈黙」の原因となっていることに至って

いるわけです。

テレビは免許事業ですから、放送法を振りかざして、政府や行政がテレビに干渉するとき、テレビは萎縮します。萎縮する運命にあります。ならば、テレビ局の内と外に萎縮するような要因に対してそうではないと、表現の自由が大事なんだということを主張する力がなければならないが、それが不足している。だからこそ今に至った。ならば、これからは、市民が主体となって、主権者として行動して、テレビの自粛を跳ね返す。表現の自由を回復するテレビを目指すということを考えてネットワークを作りました。ネットワークは、2つのことをやります。

1つは、テレビのトップ及び、働いてる人たちとのダイアログ。

2つは、テレビ局を運営する株式会社の株主となります。株主は、一定の株を獲得すれば、会社の株主総会で、株主提案を提出することができます。その提案の1つの例を資料の18ページに出しております。そういうことを具体的に、今年の株主総会、6、7月の総会シーズンに、提案し、テレビ局、テレビ営局との対話って言いますか、これは会社法に基づく提案ですから、会社は、普通の市民が言っても、何にもなかなか答えてくれないけれども、会社法に基づく提案については会社は応答しなければならない。そこで、テレビに今起こっている問題を人々が知って、これを変えなければならないという考えに至る。

結びます。

今の台湾をめぐる危機とか、アジアの情勢を見るに、そして今の日本の先ほど申し上げた不気味なテレビの沈黙というのを見るに、日本における報道の自由の危機は、それはすなわちアジアの平和の危機に直結する。ならば、この問題は、日本列島、沖縄諸島の全ての住民とともに、行動してゆきたい。国内と国境をこえた皆様の関心を寄せていただきたいと思います。以上です。

#### 司会からの確認2点

##### 1点目

2015年、高早大臣の発言、先ほどお聞きになったものがあったわけなんですけど、当時の議論は何であったか。放送の公平性、政治的公平性というのは、単一のプログラムを見てはかられるべきではなく、放送事業者の全体の放送内容を見て決められるべきではないのかということに対して、単一プログラムを見てそのような公平性を判断することができるのではないかというような答弁があったわけで、そこに、危険性が見出されたという文脈であったかと思われま。【梓澤 そのとおり】

2点目 安倍政権当時、メディアに対して、かけられていた圧力というのが、いまだに、テレビメディアの世界には、インパクトとして残っているという主張でいらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。【梓澤 そのとおり】

## 質疑応答

質問1 アークタイムズの尾形です

前川さんは、テレビは権力者に取り込まれてしまってるんじゃないか。田中さんは利益や市場最優先になってんじゃないかという話がありましたけれども、ジャニーズの話を見ても、最近はテレビは本来の

知性を失っている。とりわけ自分の利益のために動いているという部分が増えてきていて、それは彼らは倫理感を失っている、報道の矜持を失っているというよりは、彼ら自身の企業的な利益を最優先にするようになってきていて、それは変えられないんじゃないか。

なぜかという、電波使用料6億とか7億しか払ってないが、民放は純利益は200億から300億、そして売上高2000億、3000億というぐらい。だからこそ彼らにとってはテレビの免許を得ていることだけが意味があって、それが最優先になってると。そういった非常に歪んだ構造になっていて、それは簡単には直せないんじゃないかと思うんですけども。テレビの人たちは、正気を取り戻せというよりは、彼自身が企業利益の方にのめり込んでいって、もう独立心もなくして、企業行動しか考えてない、利益しか考えてないと思うんですけども、そういった部分はいかがでしょうか。

## 田中

私は、だからこそ、声を出すことが必要だと思っています。というのは、企業は確かにテレビ局の背後にいますが、その基本は視聴率なのです。視聴率というのは何なのか。本当に見ている数なのかという疑問はあるけれども、でも、やはり企業が注目しているのは視聴率です。この視聴率とともにありうるのが市民の声だと思うんですね。例えば、「この番組は本当のことを教えてくれる。だからこの番組を見たい」という市民の声、それから「この番組は真実とは異なることを放送しているのではないか」という市民の声です。市民がその番組に対してどのような信頼を置いているか、そしてその信頼をもとにその番組を見ようとしているのか、その姿勢が問われると思うんです。私は、単に視聴率という数字だけではなく、市民がテレビ局に、自分の考えや感想を寄せるということも必要だと思うんです。そうすることによってむしろ企業に影響を与えていくということが、これからは必要であろうと考えています。

## 前川

テレビ事業者が営利企業であるということは事実ですけども、私は営利事業を行う営利企業であると言っても、その行っている事業の内容には非常に公共性があると思うわけですよ。この営利性と公共性をどうやって両立させるかっていうことが非常に大事だと思うんです。

制度設計の問題としては、放送事業者については、営利企業ではなく一定の公共性を持った法人にのみ認めるといような、放送法制度もありうると思います。例えば学校教育であれば学校法人でなければできないわけです。小泉改革で株式会社が学校を作れるという特区制度ができましたけれども、これは極めて例外的なものです。

株式会社の下で放送事業が行われているとしても、その公共性を担保するために、決して上からの公共性の押し付けはやってはいけません。放送事業者の自主性、自律性は最大限保障しておかなければならない。だから、公共性といった時に、国家権力が乗り出してくるのは危ないと思うんですね。そうではなく、市民による公共性の確保ということが大事になってくると思うんです。今回のこの市民ネットワークの意義というのはそこにあると思います。市民の側から、営利企業である放送事業者の公共性を、株主になることを通じて確保していこうという動きです。私は、この動きは1つの大きなきっかけになりうる動きだと思い、賛同して共同代表にも就かせていただいたということです。

質問2 ジャーナリストの西村です。

端的に2点。

#### 1点目

田中さんがおっしゃっているように、戦争とテレビの関係は非常に重要だと思います。それで、例えば防衛3文書の改定ですとか、防衛増税、こういった部分の議論、テレビでは私は足りないと思うんですけども、なされてないわけではなく、まあ、いろんな方が論じていると思います。ただ、気になるのは、誰がそれを論じているかっていうことなんですけれども、目立つのは、例えば、人気タレント、あるいはお笑い芸人といったような方々による、社会問題、政治問題の議論。これが増える傾向にあるんじゃないかと思うんですが、これは、おそらく、当たり障りのないコメントだからなんだろうけども、なぜ、こういうことが起きていて、それは適切なのかどうか、どうすれば、いいと思うのか、それをお伺いしたい。

#### 2点目

法律の問題です。放送法の問題点、ご指摘あるように、報道の自由を制限する方向で、法改正をしようとする動きがあることに対する問題はあるんですけども、逆に、放送の自由を保障する方向での法改正っていうのは、不可能なのか。前川さんのお話聞くと、例えば、法人化というものもあるんですけど、私は、やはり、国家権力介入の余地がどうしても残ってしまう不安がある。

したがって、それとは別な形での、この放送法の改正。その手段はないのか。

#### 田中

最初の質問についてです。私は、誰が論じるかという問題ではなく、まず、もっと基本的なデータを出してください、と言っているんです。新聞を精査すれば、出てきます。新聞はできるだけ数字も合わせて報道しようとしています。だけれども、テレビはそこまでやってない。そして、何度も放送してほしい。数字をきちんと根拠を示して、何度も放送してほしい。誰がどう論じるかというのは次の問題であって、今はそこまでは言わなくていいと思っています。

#### 前川

2つ目の質問の方私の見解を。

放送事業者の主務官庁が総務大臣になっているわけです。限られた電波を割り振るという権限、強い権限を持っているわけです。しかし私は、放送行政の政治的中立性を担保するために独立行政委員会制度にした方がいいと思います。そういう意味で放送法の改正はすべきだと思います。総務大臣という政治家が主務官庁だと、政治的な思惑や意向がストレートに放送行政に繋がってしまう。これを遮断しなければいけないと思います。

と言っても、独立行政委員会制度にしてもどういう委員を任命するかが問題になってくるわけですね。委員の任命の仕方についても注文をつけるような法改正もあわせて考えるべきです。一定の政府批判勢力が必ず委員に入るような形にする。例えば、ユネスコ国内委員会という委員会が文部科学省にありますが、ここには野党の国会議員が必ず入っているんですね。そういうような仕組みを作ることが1つ考えられると思っています。

質問3 朝日新聞の北野です。

この会の内容を聞いているとも言う株主が、株主提案権を使って、市民株主運動をするようなことが連想される。水俣病問題における、あの窒素の1株株運動とか

53:02

原発事故に対する株主訴訟とかが思い浮かぶわけですけど。この団体を発足するにあたり、株主として活動するということになると、それは資金が必要ですし、その市民の株主ということになると、その市民の幅広い参加が必要になるのかなと思うんですが、その辺はどのように呼びかけるのか。

放送局のあの放送内容に関しては、これまで色々な団体の活動があって、今日は元NHKの長井さんや永田さんが来てらっしゃいますが、そういうNHK問題（NHKは別に株主公開してる民間企業でもない）ので別の形態の市民運動ということになると思うんですが）

そういった団体の活動とどう連携していくか。

これまでも、2016年には、高市総務大臣の発言に対して、テレビキャスター、ニュースキャスターが、連帯して記者会見して抗議をしたとか、折に触れ、メディア関係の労働組合が発言をしています。こういったグループとどのように連携をしていくかについて教えてほしい。

梓澤

株主総会のシーズンは6月の中旬から7月にかけてですが、株主提案をやるには、6か月前に、法律が要求する単元の株を買わなければなりません。それは、会社法によりますと、300単元です。1単元は100株、300単元は300掛ける100です。つまり、3万株ですその株式を、すでに取得しています。

ご質問が特に出ていませんが、申し上げますと、テレビ朝日をテレビ局として運営する株式会社、テレビ朝日ホールディングスの株を広範な市民の人々の浄財が集まって、この意義ある株主活動に参加しようということで、すでに法律で要求される、株主提案の6か月前に300単元を超える株を獲得しています。

株主としての、会社法に基づく権利に基づき、資料の株主提案概要に書きましたような、提案を、その株主の総意に基づいて練り上げていくと。

今日の会見というのは、ただ一般的にテレビに輝いてほしいというだけではなくて、かなり具体的な行動、それも法律上の権利に基づく行動であると、しかもそれなりの資金が集まったということで、行ったものでございますので、ぜひその点につき、関心を寄せていただきたいと思います。

NHK等については、株主となる手段はございませんけれども、NHKの放送もっと変わってほしいという人たちと連携しながら、力を出し合いながら、助け合って、本当に今ですね。呑気なことは言っていられない。今、テレビ報道が変わらなければ、

子どもたちの未来はどうなるのか。日本に戦火が降りかかる、ウクライナになるかもしれないという危機感を思っ、この行動を開始いたしました。ぜひご理解をお願いしたいと思います。

質問4 日本ビデオニュースの神保です

放送法に関する根本的な疑問と今回この団体が株主になってどういう風に対応されるかを伺いたい。

1980年代から放送法というものが、当時郵政省、それからその後、総務省の一方的な解釈の変更によってどんどん解釈が変わってきているわけですね。言ったもの勝ちです、今のところは。

大臣でも、93年の時は、放送行政局長が、そもそも政治的公平性を判断するのは郵政省であるという風に、言い切った。

法律の文言は変わってない、同じ文言なのに、なぜか解釈が変わってくると。そもそも、まあ一方で憲法21条との兼ね合いになるわけですから、本来であれば、これは司法の判断を仰がなければ、放送法4条を根拠にして政治が介入できるとかですね、放送内容を

その評価するとかっていう権限をそもそも有してるのかどうかってことは決着しないと思うんですが。そこで、梓澤弁護士にお聞きすることになるとと思いますが、例えばですね、放送法4条に基づいて行政指導が行われる、嚴重注意とか今まで何度もありました。これはもうそれを、注意を受けた段階で法的な措置を取らなければ、事実上その解釈、つまり郵政省側が、今の総務省側が、解釈をする権限を有しているということも認めたに等しくなるのではないか。逆に言うと、放送局がそれを、実際には裁判所の判断において、本当は、本来はこれはできないということをしなければならなかったのに、それをしなかったということはないのか。一方で、これも同じ法律の問題です。そもそも、これを訴えることができるのは、原告適格性の問題があって放送局しかないのか。

神保

電波は公共のものだっていう意味からですね。そもそも、そのような行政指導も含めた介入が本来は違法なものではないかということ、第三者あるいはこの団体とかでもそれを起こすことができるのか。もしできないんですれば、放送局に対して、株主としてですね、なんでそれやらないんだということを追ることができないのか、ちょっとその辺をもしあげたいと思います。

梓澤

1番目の行政指導が行われた場合に、訴訟が起こせるか。ダメですね。行政処分が出なきゃできない。行政指導でじくじくじくやられる。いわゆる法律的な、司法的手段はできない。

神保

93年のテレビ朝日は行政処分ですよ、「椿発言」を受けてのあれは行政処分、処分ではないんですか。テレビ朝日、留保付きの免許の更新

梓澤

それは、あり得たんですね。

市民がやれるかということ、当事者適格論で、司法からははねられると思いますね。じゃあ、今、市民は何をやり得るかということ、BPOがありますから、この行政指導に対して萎縮して、何もしてないのはおかしいじゃないかということで、BPOに対して。報道の自由が守られてない、侵害されてるのに、テレビ局が毅然として対処してないのは、倫理的な問題があるということも申し立てできます。

それは、テレビ局ではなくて、申し立てはBPOの場合、いかなる市民もできます。

質問 5 元NHKの永田です

テレビの番組を長く作ってきて、今は大学の教員をしております。で、今回のお話で、そのテレビ局の経営者や現場のジャーナリストと真地なでディスカッションを呼びかけるものですよという一文が入っていて、とても期待を持っています。ただ、実際のそのテレビの現場はですね、今そのSOSを出すこともできないぐらいもう疲れ果てているという中でですね、こうしたその現場のテレビを作る人間とそれから市民がどう共同できるかっていうことはとても大事なことだと思ってるんですけども、先ほど梓澤弁護士が少し具体的なお話されましたが、どうやったら、つまりテレビ局の幹部というよりは働いている人たちと市民が同じテーブルで議論をし、今の事態を改善していけるか、そのアクションプランのイメージを、もしあれば教えていただきたいと思います。

合わせて、NHKについても何かあれば教えてください。

梓澤

そのお答えの前に、司会のデイビットにお願いです。質問を女性がされてるので、今まで男性しか指されてないから、ぜひ女性に機会を差し上げてください。

司会

了解です。はい。申し訳ございません。

公然たる言葉葉にできないっていう状況。これ、本当にひどいじゃないですか。表現の自由を標榜する、表現の自由を行使するそのソサエティーにおいて、もの言うことができない。外へ出て、それを可能にするのは何かって言ったら、労働組合ですね。

労働組合が頑張って、その内部の声を労働組合員としてその人に語らせるという風に頑張ってもらいたいと思う。それに対して何か不利益処分を加えたら不当労働行為になりますから。

それから、NHKについてですが、やはり受信料を払っていることで受信料訴訟が起きております。そういうところで物を言っていくというのは非常に良い手段ではないか。

前川

私は、市民の皆さんとNHKのOG,OBの皆さんにお支えいただきまして、市民が推薦するNHK会長候補になったことがあります。と言っても、カッコ付きの候補です。NHKの会長は公選制での公募制でもありませんから、候補というものは、制度的には存在しないんですけども、市民が推す候補として、推薦していただいたということがございました。

NHKと民放では、そのガバナンスの仕組みがもちろん違います。NHKのあり方を考えていくためには、例えば、経営委員の任命のあり方とか会長の選び方のあり方とか、そういうことについて議論していく必要があるだろうと思うんですけども、しかし大本の放送法については、先ほど申し上げたように主務官庁を大臣から独立行政委員会に変えるなどして、本当の意味で政治的に中立で、報道の自由、放送の自由に干渉しない、介入しない、そういう仕組みを作ることが大事だと思うんです。いずれにしても、NHKを改革したいという動きと、今回の民放をターゲットにした動きは同じ動機に基づくものだと思っておりますので、私は両方に関わらせていただいておりますけれども、この2つの動



きは当然連動できるだろうとっております。

質問6 新聞の赤旗日曜版の板倉です

これは一般論ではないんだと、具体的な行動なんですということで、あの、実際にあの、提案権がある株300単元をもうすでに買ってある、皆さんの協力でね。

テレビ朝日に対してのものであるということもおっしゃいました。で、なぜテレビ朝日なのか。どういった問題意識でそういう風に考えられたのか

具体的な提案内容ですけども、この株主提案の概要の3番目。

番組審議会の委員の在任期間は、10年限りとするっていう風になっております。

この任期を書かれたっていうことは、どういった目的、狙いがあるのか、

前川さんを社外取締役におすすめするということですけど、なられた場合、前川さんはどういったことを提案したい、変えていきたいと思ってるのか。

梓澤

なぜテレビ朝日かということですけども、2014年から2015年にかけて、報道ステーションで、古賀茂明さんの発言をめぐる干渉があった。どういうその干渉があったかは、古賀さんが著書で書いておられる

我々が客観的な立場でこれを後付けるためには、提案にも書きましたように、外部調査委員会が必要ですが、いずれにせよ、有力なコメンテーターと番組を作っていたスタッフが、報道ステーションという非常に重要な、そして人気のある、影響力のある番組から、消された、ということが、重要な、テレビ報道の危機ということに、ティピカルな例としてあったので、常に関心を持って、テレビ朝日を選びました。

安倍政権当時に、どのようなテレビ報道に対する強い干渉があったのか、そのことに非常に関心を惹かれる。

第2が、

任期のこと。

番組審議会というのは、法律に基づいて設けられたもので、実は、取締役会と対等の立場に立って、行われた番組に対する意見を言う組織なんです。

それを、聞いた側はそれを尊重しながら、学びながら、番組の向上を図っていくというものなんです。が、任期が超長い期間に渡りますと、客観性ではなくて一定の強い影響力を持ちすぎるのではないかと、ある影響力をお持った個人がそこに長くいると、それは、番組に対して、その強く影響力を持った個人の意見が、反映しすぎてしまうのではないかと、いうところから10年。それから、特に委員長については、影響も強いから、委員長については5年と提案を検討して折ります。

前川

もう1つの社外取締役で何するつもりかというご質問。

基本的には、この市民ネットワークの皆さん、閉じられたサークルという意味ではなくて、開かれた議論の場としてですね、この市民ネットワークで議論しながら、取締役会で言うべきことを、言っていくということになると思うんですけども、私個人として言わせていただければ、まず、経営側が番組の制作や報道の自由に余計な干渉をするな、「余計なことするな」っていうことをまず言わなきゃいけないと思っています。

それからもう1つ、外部の権力に迎合をするな。権力には、政府や自治体の政治権力もありますけれども、民間の権力もあるわけですね。ジャニーズ事務所や吉本興業は民間の権力なんですよね。そういう権力に忖度をするということもいかん。こういう意味で放送事業者としての独立性っていうものを担保する、これが大事だと、言っていきたいと思います。